

取消しに係る主な添付書類

申告事由	取 消 日	添付書類
死亡した場合	死亡日の翌日	
離婚した場合	事実上婚姻関係がなくなった日	・ 戸籍抄本
就職した場合	就職日	・ 健康保険被保険者証の写又は就職証明書
雇用保険を受給した場合	雇用保険受給開始日	・ 雇用保険受給資格者証の写
パート及び臨時職員等により恒常的収入が基準額を超えた場合	1 勤務開始日 2 恒常的収入が基準額（月額 108,334 円又は月額 150,000 円）以上となった日	・ 給与支払証明書
恩給・年金等の受給開始又は改定等により基準額を超えた場合	当該年金受給者が恩給・年金等の裁定通知書又は改定通知書を受領した日	・ 恩給、年金等に係る裁定通知書又は改定通知書の写

(注) 60 歳未満の配偶者の死亡に係る認定取消の場合（短期組合員を除く）は、国民年金第 3 号被保険者に係る届書の提出が必要となります。